

平成 29 年第 1 回阿武町議会定例会 会議録

第 2 号

平成 29 年 3 月 17 日(金曜日)

開 会 15 時 08 分 ～ 閉 会 17 時 16 分

議事日程

開会 平成29年 3 月 17 日 (金) 15時08分

開会の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第 1 号 阿武町個人情報保護条例の一部を改正する条例

日程第 3 議案第 2 号 阿武町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例
の一部を改正する条例

日程第 4 議案第 3 号 阿武町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正
する条例

日程第 5 議案第 4 号 阿武町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 5 号 町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例

日程第 7 議案第 6 号 阿武町税条例等の一部を改正する条例

日程第 8 議案第 7 号 阿武町営住宅条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第 8 号 阿武町一般住宅条例の一部を改正する条例

- 日程第10 議案第 9 号 阿武町使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第10号 阿武町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第11号 阿武町地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第12号 阿武町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第13号 道路路線の変更について
- 日程第15 議案第14号 阿武町道路条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第15号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第18 議案第16号 山口県市町総合事務組合の財産処分について
- 日程第17 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第18 議案第17号 平成28年度阿武町一般会計補正予算(第 4 回)
- 日程第19 議案第18号 平成28年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第 3 回)
- 日程第20 議案第19号 平成28年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第 3 回)
- 日程第21 議案第20号 平成28年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 回)

- 日程第 22 議案第 21 号 平成 28 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算
(第 3 回)
- 日程第 23 議案第 22 号 平成 28 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算
(第 3 回)
- 日程第 24 議案第 23 号 平成 28 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予
算 (第 2 回)
- 日程第 25 議案第 24 号 平成 29 年度阿武町一般会計予算
- 日程第 26 議案第 25 号 平成 29 年度阿武町国民健康保険事業 (事業勘定) 特
別会計予算
- 日程第 27 議案第 26 号 平成 29 年度阿武町国民健康保険事業 (直診勘定) 特
別会計予算
- 日程第 28 議案第 27 号 平成 29 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 29 議案第 28 号 平成 29 年度阿武町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 30 議案第 29 号 平成 29 年度阿武町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 31 議案第 30 号 平成 29 年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 32 議案第 31 号 平成 29 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8 名）

1 番	長	嶺	吉	家
2 番	小	田	高	正
3 番	白	松	博	之
4 番	中	野	祥	太 郎
5 番	西	村	良	子
6 番	田	中	敏	雄
7 番	小	田	達	雄
8 番	末	若	憲	二

欠席議員

なし

説明のため出席したもの

町長	中	村	秀	明
教育長	小	田	武	之
総務課長	中	野	貴	夫
民生課長	梅	田		晃
住民課長	工	藤	茂	篤
経済課長	野	原		淳
施設課長	田	中	達	治
教育委員会事務局長	金	田	浩	祐
会計管理者	三	好	由	美子
福賀支所長	小	野	裕	史
宇田郷支所長	近	藤		進

欠席参与 なし

事務局職員出席者

議会事務局長	藤	田	康	志
議会書記	茂	刈	立	也

開会 15時08分

開会の宣告

○議長(末若憲二) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。
こんにちは。ご着席ください。議員の皆様には、平成29年第1回阿武町議会定例会最終日のご出席ご苦労様です。

ただ今の出席議員は、8人全員です。これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布されているとおり、委員長報告、討論、採決です。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、7番 小田達雄君、1番 長嶺吉家君、を指名します。

日程第 2、議案第 1 号から、日程第 17、議案第 16 号及び日程第 18、諮問第 1 号

○議長 日程第2、議案第1号から日程第17、議案第16号まで及び日程第18、諮問第1号の17件を一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案16件及び諮問1件について委員長の報告を求めます。特別委員会委員長。

○特別委員会委員長(中野祥太郎) それでは、3月10日に行われました、行財政改革等特別委員会に付託されました、議案第1号から議案第16号までと諮問第1号の17件について、行財政改革等特別委員会の審議の内容と結果を報

告いたします。

まず、議案第 1 号、阿武町個人情報保護条例の一部を改正する条例の審議に入りました。

特に質疑もなく原案のとおり承認をすることに決しました。

次に、議案第 2 号、阿武町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例、議案第 3 号、阿武町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、関連がありますので一括して審議に入りました。

この様な休暇制度が充実していくことは良いことなので、職員におかれては積極的に活用して頂きたいとの質疑がありました。質疑に対して、現在保健師の中には部分休業も取得して、育児を行っている例もあるとの答弁がありました。他に質疑がなく、いずれも原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 4 号、阿武町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の審議に入りました。

農用地利用最適化推進委員の活動日数はどのくらいあったのか、との質疑がありました。質疑に対して、28年度 2 月末現在で、各委員で所管地区が違うので、多い委員で 9 日、最も少ない委員で 6 日との答弁がありました。他に質疑がなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 5 号、町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の審議に入りました。

特に質疑もなく原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 6 号、阿武町税条例等の一部を改正する条例の審議に入りました。

特に質疑がなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 7 号、阿武町営住宅条例の一部を改正する条例、議案第 8 号、阿武町一般住宅条例の一部を改正する条例、議案第 9 号、阿武町使用料条例の

一部を改正する条例は、関連がありますので一括して審議に入りました。特に質疑もなくいずれも原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 10 号、阿武町介護保険条例の一部を改正する条例の審議に入りました。

特に質疑もなく、いずれも原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 11 号、阿武町地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の審議に入りました。

特に質疑もなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 12 号、阿武町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の審議に入りました。

第 209 条の利用者の「そのおかれている環境」とは具体的にどのようなことかとの質疑があり、ケアマネージャーが個人計画を立てるとき、住んでいる家の状況や家族構成などの環境で、仲の良い人などの把握に努めることとなっているとの答弁がありました。また、第 206 条で定めてある従業員数の基準について、阿武町は充足しているのかとの質疑があり、これまで小規模施設は、基準を満たしている施設を県が指定していたので、現在、阿武町内の施設は基準を満たしている。この度の改正により小規模施設は町の指定に変更となるので、今後町でこの基準を満たしているか確認し、指定していくこととなるとの答弁がありました。他に質疑がなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 13 号、町道路線の変更について、議案第 14 号、阿武町道路条例の一部を改正する条例は、関連がありますので一括して審議に入りました。

町道柳尾汐入線と町道畠田柳尾線の交差する三角地は、今後どうなるのかとの質疑がありました。質疑に対して、この三角地は公安委員会と協議した結果、現在の形状となっているため、今後もこのままの状況で維持するとの答弁がありました。他に質疑もなくいずれも原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 15 号、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、議案第 16 号、山口県市町総合事務組合の財産処分については、関連がありますので一括して審議に入りました。

特に質疑もなく、いずれも原案のとおり可決することに決しました。

次に、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての審議に入りました。

特に質疑もなく原案のとおり同意することに決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました、議案第 1 号から議案第 16 号までと諮問第 1 号の 17 件について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で委員長の報告を終わります。続いて、ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、議案第 1 号から議案第 16 号まで及び諮問第 1 号について一括して行います。質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。続いて討論に入ります。

討論は、議案 16 件及び諮問 1 件について一括して行います。討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。採決は、1 議案ごとにお諮りします。

まず、議案第 1 号、阿武町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 1 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 2 号、阿武町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 2 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 3 号、阿武町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 3 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 4 号、阿武町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 4 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 5 号、町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 5 号は、委員長報告のとおり

り可決されました。

○議長 次に、議案第 6 号、阿武町税条例等の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 6 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第 7 号、阿武町営住宅条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 7 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第 8 号、阿武町一般住宅条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 8 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第 9 号、阿武町使用料条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 9 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第10号、阿武町介護保険条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第11号、阿武町地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第12号、阿武町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第13号、町道路線の変更についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第13号は、委員長報告のとおり

り可決されました。

○議長 次に議案第 14 号、阿武町道路条例の一部を改正する条例について、お諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 14 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第 15 号、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてについてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 15 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 16 号、山口県市町総合事務組合の財産処分についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 16 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、お諮りします。本案に関する委員長の報告は原案同意です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって諮問第 1 号は、委員長報告のとおり

り同意されました。

○議長 ここでお諮りします。ただ今同意することに決定した諮問第 1 号に対する答申等の事務手続きについては、議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって諮問第 1 号に対する答申等の事務手続きについては、議長に一任されました。

日程第 19、議案第 17 号からから日程第 25、議案第 24 号まで

○議長 日程第 19、議案第 17 号から日程第 25、議案第 24 号までの 7 件を一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案 7 件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長。

○特別委員会委員長 それでは、続きまして、議案第 17 号から議案第 23 号までの 7 件について、平成 28 年度の一般会計及び特別会計補正予算の審議の内容と結果を報告いたします。

最初に議案第 17 号、平成 28 年度阿武町一般会計補正予算（第 4 回）の審議に入り歳出から審議いたしました。

2 款、総務費のふるさと振興基金積立金について、ふるさと寄附金の総額とそれにかかる費用額はいくらかかったのかとの質疑があり、28 年度全体で 1,200 万円の寄附収入があり、謝礼の品や手数料、委託料で約 740 万円の経費がかかり、460 万円が積立られる、となる。なお、寄附された方は、758 人であったとの答弁がありました。

次に、DIY モデルハウス改修工事が減額してあるが、回収しないのかとの

質疑があり、29年度予算で実施するとの答弁がありました。

また、自治会総合交付金の減額や消耗品費のダイポールアンテナについて質疑があり、それぞれ答弁がありました。

3 款、民生費の日帰り人間ドックの委託料が増額となっている理由について質疑があり、医療関係から勧め等による受診者の増加によるもので、スマート人間ドックも含め130人の方が受診されたとの答弁がありました。

また、年金生活者等支援臨時福祉給付金の減額の理由について質疑があり、住民税を課税されていない875人に申請書を配布し、内751人が申請された実績により減額になったと答弁がありました。

他に多子世帯応援保育料等軽減事業補助金の対象者数について質疑があり、第 3 子以上の世帯が対象であり、12世帯で子ども14人との答弁がありました。

4 款、衛生費の個別予防接種委託料が減額となっている理由について質疑があり、子どもなどの定期予防接種は予定どおり実施しているが、インフルエンザ等の予防接種が予算で想定したよりも受診者が少なかったことによるものと答弁がありました。

また、太陽光発電設備設置工事費が、1,450万4,000円と大きく減額となっている理由について質疑があり、発電力数による概算で予算を組んでいたが、詳細設計で減額となり、更に入札減により減額したものの答弁がありました。

6 款、農林水産業費の町有林保育事業委託料について、759万9,000円の減額となっている理由について質疑があり、時間がかかる作業道の整備が必要になる箇所への搬出間伐を延期したためとの答弁がありました。

また、酒造好適米生産拡大支援事業補助金の内容や、有害鳥獣捕獲出動費補助金の補助のあり方についての質疑があり、それぞれ答弁がありました。

10 款、教育費の学校トイレ改修工事について、阿武町の学校トイレの洋式率と温水洗浄化の洋式トイレを整備することが本当に良いことか、との質疑があ

りました。質疑に対して、阿武町の学校の様式率は県内で 3 番目に高い 56% で、今回の工事で 61% になる。温水洗浄化は、福賀地区は気候的に寒いこともあって保護者、教員から強い要望があり、洋式トイレには必要最低限の機能となっているとの答弁がありました。

続いて、歳入の審議に入りました。

11 款、分担金及び負担金の児童クラブ保護者負担金の増額について、利用者数について質疑があり、利用者数は、現在奈古で 35 人、福賀で 8 人と答弁がありました。

17 款、繰入金の公共施設整備基金繰入金について、奈古駐在所移転の状況についての質疑がありました。質疑に対し、前の所有者と土地や電柱のことで協議が続いていたので、移転が延期となっていた。建設位置は、当初バス停寄りだったが、警察と協議し位置や向きを変更することで合意した。この 3 月に設計と工事入札を実施し、繰越事業により 29 年度に工事を予定にしているとの答弁がありました。

他に質疑がなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 18 号、平成 28 年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第 3 回）の審議に入りました。特に質疑もなく原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 19 号、平成 28 年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第 3 回）の審議に入りました。

その他の診療報酬収入がかなり増えている理由について質疑がありました。質疑に対して、主に人間ドックの件数が増えたためで、他に主治医の意見書や診断書の収入増加が要因しているとの答弁がありました。他に質疑がなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 20 号、平成 28 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

(第 1 回)の審議に入りました。

事務費等負担金がかなり減額となっている理由について質疑がありました。質疑に対して広域連合への負担金で精算により減額となったものとの答弁がありました。他に質疑がなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 21 号、平成 28 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 回)の審議に入りました。

居宅介護サービス給付費が大きく減額となっている理由について質疑がありました。質疑に対して、事業の見直し及び精査によるもので、入所等の施設サービスが増加しており、居宅サービスの利用が減ったことにより減額との答弁がありました。他に質疑がなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第 22 号、平成 28 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 回)、議案第 23 号、平成 28 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 回)を審議しましたが、いずれも特に質疑もなく、原案のとおり可決することに決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました、議案第 17 号から議案第 23 号までの 7 件について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で、委員長の報告を終わります。続いて、ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、議案第 17 号から議案第 23 号について一括して行います。質疑はありますか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論は、議案 7 件について一括して行います。討論はありますか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認め、これより採決を行います。

採決は、議案 7 件について一括して行います。お諮りします。議案第 17 号、平成 28 年度阿武町一般会計補正予算（第 4 回）から議案第 23 号、平成 28 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 回）までの 7 件について、委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 17 号から議案第 23 号までの 7 件は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 25 議案第 24 号から日程第 33 議案第 31 号まで

○議長 日程第 25、議案第 24 号から日程第 33、議案第 31 号までの 8 件を、一括議題とします。まず、特別委員会に付託されました議案 8 件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長。

○特別委員会委員長 それでは、続きまして、議案第 24 号から議案第 31 号までの 8 件について、平成 29 年度の一般会計及び特別会計予算の審議の内容と結果を報告いたします。

最初に議案第 24 号、平成 29 年度阿武町一般会計予算の審議に入り歳出から審議いたしました。

2 款、まち・ひと・しごと創生特別事業について、成果を出すため住民を巻き込み、役場の体制も各課を横断的にプロジェクトチームを編成し、取り組む必要があると感じているが、今後の方針はどのように考えているかとの質疑があり、質疑に対して今年度実施したことを資料により詳細な説明があり、また、職員には研修でこの取組を理解してもらったので、今後各課と協力して成果を出していけるよう検討していくとの答弁がありました。

また、ラボには一般の方はどのくらい参加しているかとの質疑があり、名簿には 90 人程度の登録があり、そのうち町内の方は半数程度。毎回の参加者は 30 人程度で、参加しやすい環境になるようにしているので、子ども連れなども多いとの答弁がありました。

また、ラボの拠点づくりで参加者が D I Y 体験ということもあるが、ケガ等の危険があるが保険には加入しているのかとの質疑があり、一日ボランティア保険に加入しており、今後もこの様なボランティアを開催する場合も、保険に加入することになっているとの答弁がありました。

他に 4 市 1 町のクラウド化と単独クラウド化との関係について、公開計財務諸表作成分析業務委託料の内容についての質疑があり、それぞれ答弁がありました。

3 款、民生費の福賀高齢者福祉複合施設の内容と開業時期について質疑がありました。質疑に対して、図面を用いて外観説明とグループホーム 7 床、ショートステイ・デイサービス 5 床、生活支援ハウス 3 床、地域交流スペースや事務所の配置など詳細な説明があり、開業時期は来年の 3 月頃との答弁がありました。関連として、事業の補助率、施設のセキュリティー、生活支援ハウスの運営についての質疑があり、それぞれ答弁がありました。

6 款、農林水産業費の町有林造林事業で枝打ちの計画があるが、実施場所、木の種類と樹齢についての質疑があり、実施場所は第二八幡原で、木の種類はヒノキとスギで樹齢は 10 年から 11 年ものであるとの答弁がありました。

7 款、商工費の阿武町企業化支援補助金について、今までの利用企業化数とどのような種類の利用があったのか、また、企業化支援として山口県が事業費の 2/3 の補助で、上限 200 万円の事業を実施しているが、合わせて周知をしようか、との質疑がありました。質疑に対して、今までの利用企業化数は 7 件で、電気店、道の駅チャレンジショップ出店業者、酒屋などで山口県の企業

化支援についても併せて周知もしていくとの答弁がありました。

9 款、消防費の消防ホース等備品 62 万 9,000 円について、消火栓のホースか消防車のホースの更新かとの質疑があり、両方の破損した際のホースも含まれるが、制服や活動服の消防の一般的な備品であるとの答弁がありました。

また、救急自動車更新整備事業事務委託料の阿武町の負担割合について質疑があり、人口割りではなく基準財政需要額割で阿武町の負担率は 10.3 パーセントであるとの答弁がありました。

10 款、教育費のスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの報酬が計上してあるが、利用者は何人あるのかとの質疑があり、不登校者などが対象であるが、小学校 5 人、中学校 3 人が利用しているとの答弁がありました。

また、図書館の予算が計上されていないが何故かとの質疑があり、政策的なものであるため、今回の骨格予算には計上していないとの答弁がありました。

続いて歳入の審議に入りましたが、特に質疑もなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 25 号、平成 29 年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計予算の審議に入りました。特に質疑もなく原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 26 号、平成 29 年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計予算の審議に入りました。

X 線撮影間接変換 F P D 装置は、リース契約となっているが、購入したらどのくらいの金額になるのかとの質疑がありました。質疑に対して、定価で約 2,100 万円との答弁がありました。他に質疑がなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 27 号、平成 29 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第 28 号、平成 29 年度阿武町介護保険事業特別会計予算を審議致しましたが、

いずれも特に質疑はなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 29 号、平成 29 年度阿武町簡易水道事業特別会計予算の審議に入りました。

一般会計からの繰入金はかなり減額されていて良いことであるが、この理由と今後の見通しについて質疑がありました。質疑に対して 28 年度は、奈古配水池漏水改修工事を実施したため繰入金が多かったが、29 年度は工事がないため繰入金が減額となった。また、今後の見通しとしては、人口が減少すれば使用料収入が減って繰入金が増える可能性があるとの答弁がありました。他に質疑がなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 30 号、平成 29 年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算の審議に入りました。

漁業集落排水も含めて下水の普及率はどのくらいかの質疑がありました。質疑に対して、水洗トイレだけでは 91.5 パーセント、汚水のみを含めると 92.8 パーセントとの答弁がありました。他に質疑がなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 31 号、平成 29 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算の審議に入りました。

特に質疑もなく、原案のとおり可決することに決しました。

以上で議案第 24 号から議案第 31 号までの 8 件について、審議の内容と結果の報告を終わるとともに、以上で行財政改革等特別委員会に付託された案件全ての審議結果の報告を終わります。

○議長 以上で委員長の報告を終わります。

続いて、ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑は、議案第 24 号から議案第 31 号までの 8 件について、一括して行います。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。続いて、討論に入ります。討論は、議案 8 件について一括して行います。討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。

○議長 これより採決に入ります。採決の方法は、会議規則第 81 条第 1 項の規定により、起立により一括して行います。3 番は、挙手により行ってください。

お諮りします。議案第 24 号、平成 29 年度阿武町一般会計予算から議案第 31 号、平成 29 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算までの 8 件についての、委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の諸君の起立を求めます。

(「起立」全員。)

○議長 ご着席下さい。起立全員です。よって、議案第 24 号から議案第 31 号までの議案 8 件については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 なお、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長します。

ここで、全員協議会のために暫時休憩します。資料を持って委員会室の方へ移動をお願いします。

休 憩 15時50分

(この間、全員協議会)

再 開 17時03分

○議長 それでは、全員協議会のための休憩を閉じて会議を再開します。

閉会に先立ち、ただ今より町長が挨拶を行います。町長。

○町長 3 月議会定例会閉会にあたりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

去る 3 月 3 日から本日 3 月 17 日、15 日の間で平成 29 年第 1 回議会定例会が開催されたわけですが、議員の皆様方におかれましては大変お疲れ様でございました。そして、ご提案申し上げました 31 の議案と 1 件の諮問につきまして慎重審議の結果全てご議決等いただきましたこと、厚くお礼申し上げる次第でございます。

この 3 月議会定例会最後の挨拶をさせていただく中で、6 年前から毎年同じことを申し上げているわけですが 6 年前の 3 月 11 日に東日本大震災が発生をいたしました。丁度議会の現地踏査の帰ったあとに、あの映像が目に飛び込んできたわけですが、本当に大変ショッキングな映像でありましたし、昨日のことのようになんか鮮明に覚えているわけですが、そうした中で 6 年経った今も、まだまだ避難生活等も余儀なくされている方が多くいらっしゃるわけですが、本当に心から 1 日も早い復旧復興を願っているところでございます。

一方、阿武町におきましても 3 年前の 7 月 28 日には、山口北部そして島根豪雨災害によりまして、大きな被害が発生をしたわけですが、特に福賀地区、宇田郷地区の萩市に隣接している地域にとりましては、これまで経験したことの無いような記録的な豪雨によりまして、救命活動も必要なところがあったわけですが、そうした中で、阿武町におきましては本当に、犠牲者等もなく本当にほっとしたところでございますが、しかし、福賀地区、宇田郷地区でこの土石流によりまして家屋共々流出されたような方がいらっしゃる訳ですが、その被災者に対しまして、阿武町消防団を中心に救助活動等が行われまして、このことによりまして犠牲者を出さずに済んだわけですが、心から敬意を本当に供する次第でございますが、そうした中で、今年の 3 月 7 日に、日本消防協会から阿武町消防団が特別表彰の纏の受賞が行われました。この受賞につきましては、これまでの阿武町消防団の活動の歴史とと

もに、3年前の7月28日の豪雨災害に対する阿武町消防団の活動が、大きく評価された訳でございます。この特別表彰の纏につきましては、阿武町消防団にとりましては、本当に前から、悲願の受賞であったわけでありましたが、昭和54年にこの制度が発足いたしまして、昭和55年から山口県内の自治体が受賞されているわけでございますが、毎年全国で10の消防団しか受賞対象が無いわけがあります。その中の一つに、阿武町消防団がこの度受賞の栄に浴することができたわけでございますが、中国地方では阿武町消防団のみでございます。因みに山口県内6町ありますが、6町の消防団の中では今回、阿武町消防団が最初のこの受賞となった訳でございます。

このことにつきましては、阿武町消防団にとりましても大変栄誉なことでありまして、また阿武町にとりましても、本当に大きな朗報であるというふうに思っております。先日消防団長の方から受賞報告を頂いたわけでございます。今纏が、公室の方に仮置きをしているわけでございますが、ケース等も購入いたしまして、今回の纏の受賞等が分かるような、今資料等も発注をしているところでございます。本庁ロビーに置かしていただきまして、皆さんに、多くの方々に見ていただき、そして喜んでいただきたいというふうに思っているところでございます。本当に阿武町消防団にとりましても大変大きな栄光でありますし、心から敬意を表する次第でございます。

そしてまた、災害の関連で申しますと、何と言いましても国道191号の木与付近の問題が、以前からあったわけですが、これも昨年12月14日防災対策事業ということで、方針が急遽決定をされまして、これで小委員会の方は決定されまして、今国土交通省の本省の方でこの事業化に向けて勧められているところでございますが、その事業化に向けましては、専門家の方々のこの検討するための組織・委員会が発足し、この中で検討されそして事業化に向けて取組が勧められるわけでありまして、去る2月6日に防災担当の専門家、山口大学の

教授でございますが、3 名の方が委員さんとなられまして第 1 回の検討委員会が開催をされまして、これから進めることについてご審議等がされたわけでございますが、事業を進めるということは問題ない言うことで結論を頂いたわけでございますが、その後、この委員さん方によりまして 2 月の 28 日に現地踏査が行われております。そして、去る 3 月 14 日、第 2 回目のこの検討委員会が開かれまして、ルートも検討されまして、そしてルートも決定がされました。この内容につきましては、また近いうちに町民の皆さんにお知らせすることが出来るわけでございますが、順調に今進んでおります。来年度のこの事業化に向けて取組がなされているわけでございますが、そうした中で、3 月 13 日月曜日には、大野国交大臣政務官が現地の方に来られまして、私と議長がその対応をしたところでございますが、本当にこの事業の重要性を現地に来られましてご認識をいただいたというふうに確信をしているところでございます。

したがいまして、今のままでいきますと、来年度の国の政府予算は、3 月 28 日くらいに成立するんだらうというふうに思っておりますが、それから正式な公表が年度末になるんだらうというふうに思っておりますが、今そういった状況で取組がなされておりますので、事業化に向けて私もできる限りのことをして行きたいというふうに思っているところでございます。また、このことが決定されますと、また皆様方には、周知等も図って行きたいというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、安全安心なこの町づくりを考えたときに、本当にやはりその災害対応ということは大変重要な問題でありますし、また、人口が減ってきているなかで、やはりこの人口減少の要因がいろいろあるわけでございますが、そういった部分につきましても、やはり住民の不安の払拭ということを取り除いていく、そのために真摯に取り組んでいくということは、当然のことであるわけでございますが、私も、任期末になりまして、こういったいま

お取り組みが、国の方でされていることを聞きまして本当に喜んでいるところでございますし、また、任期あと少しですけれど私ができることは取組をしていきたいというふうに思っているところでございます。

3 期 12 年、本当に私にとりましては、色んなことがありましたが、あっという間に本当に過ぎたところでございます。そして、この間順調に町長の重責を担うことができましたことも、やはり皆さん、いろんな方の協力、お支えがあったのでございます。そういった皆様方に、心から感謝を申し上げる次第でございます。最後に阿武町議会のますますのご発展と、議員の皆様方の今後ますますのご活躍を心から祈念申し上げまして、最後のお礼のごあいさつさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 閉会にあたり私の方からもご挨拶を申し上げます。

3 月 3 日から始まりました平成 29 年第 1 回阿武町議会定例会も、議員各位の積極的な審議のおかげで、日程どおり本日をもって閉会する運びとなりました。ありがとうございました。

先ほど可決されました平成 29 年度一般会計予算並びに 7 つの特別会計予算は骨格予算ではありますが、詳細な予算は 6 月定例会において審議をするようになると思います。これらの予算をもとにこれから 1 年間阿武町の町づくりを進めて行くわけです。各計画に基づきそれぞれの施策が図られることと思いますが、執行部におかれましては、審議中に出た意見に十分配慮され、予算執行に取り組んで欲しいと思います。我々議会といたしましては、執行部の予算執行に充分目配りをして行きたいと思います。

単独町政を選択いたしましたからには、厳しい財政状況は続くと思われませんが、その中で地方再生をしっかりと成し遂げていかなければなりません。「夢と笑顔あふれる豊かで住みよい文化の町 阿武町」を次の世代につなぐためにも、しっかりと町づくりをしなくては、と思うところです。議員各位におかれまし

ても、しっかりとご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

また先ほど、中村町長からあいさつがありましたが、中村町長におかれましては、3 期 12 年の任期で最後の議会となりました。阿武町が単独町政を選択したときに町長に就任され、周りからの風当たりの強い中「小さくてもキラリと光る 阿武町」をめざして頑張ってこられました。いま阿武町が健全財政の元で、自立できているのも中村町長のおかげだと思います。心より感謝申し上げます。今後は一町民となられるわけですが、今後も阿武町のためにご指導、ご鞭撻を賜りますように、重ねてお願い申し上げます。

結びに、中村町長のご健康と皆様方の更なるご活躍・ご多幸を祈念申し上げます。甚だ簡単ではございますが、平成 29 年度第 1 回阿武町議会定例会の閉会の、ご挨拶といたします。

○議長 これをもって、3 月 3 日から本日までの 15 日間の全日程を終了しました。これにて、平成 29 年第 1 回阿武町議会定例会を閉会します。

一同起立、礼、お疲れさまでした。

閉 会 17 時 16 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 小 田 達 雄

阿武町議会議員 長 嶺 吉 家